

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 3 3 号)

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年3月24日建建企第513号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連し、私が懲戒処分申立書（別添1）を提出した当時の中山室長（別添2）が建築局に回付し、当時の建築局長が別添3の文書を私に送付してきました。私はその回答文書（別添3）の内容によると何ら調査をしていないので当時の吉田課長、菊池課長外1名（別添4）と面談をして口頭による異議申立てを行いました。その際、吉田課長、菊池課長（別添5）より、調査を行う旨の約束をとりつけましたので、その調査の文書及びその検討結果の文書の写を請求します。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連し、私が懲戒処分申立書（別添1）を提出した当時の中山室長（別添2）が建築局に回付し、当時の建築局長が別添3の文書を私に送付してきました。私はその回答文書（別添3）の内容によると何ら調査をしていないので当時の吉田課長、菊池課長外1名（別添4）と面談をして口頭による異議申立てを行いました。その際、吉田課長、菊池課長（別添5）より、調査を行う旨の約束をとりつけましたので、その調査の文書及びその検討結果の文書の写を請求します。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連し、私が懲戒処分申立書（別添1）を提出した当時の中山室長（別添2）が建築局に回付し、当時の建築局長が別添3の文書を私に送付してきました。私はその回答文書（別添3）の内容によると何ら調査をしていないので当時の吉田課長、菊池課長外1名（別添4）と面談をして口頭による異議申立てを行いました。その際、吉田課長、菊池課長（別添5）より、調査を行う旨の約束をとりつけましたので、その調査の文書及びその検討結果の文書の写」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年1月14日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成11年7月当時面会した職員に事実確認を行ったが、職員の話によると、申立人に対しては建築基準法関係の説明を行っており、申立人が主張する調査を行う旨の約束については記憶がなく、調査に関する文書は作成していないとのことである。

また、一緒に面会した別の職員からも事実確認を行ったが、面会後に調査文書を作成した事実はないとのことである。

更に、建築局総務課、中部建築事務所及び建築企画課で関係文書の存在を調査したが、本件申立文書は存在していないことを確認している。

この結果、本件申立文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に該当し、非開示とした。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は妻を同行させて平成11年7月1日に横浜市庁に訪庁し、当時の吉田建築企画課長、菊池総務課長及び西山職員係長の3氏と面談し、建築局長名の回答書に対する異議申立て及び証拠に基づく事実関係の説明を約1時間30分にわたって行った。その際、建築企画課長は申立人に確認の上、明後日には連絡することを約束したので、申立人は建築企画課長の約束を信じて退庁した。

ところが、その後、建築企画課長はもとより市長室からも何の連絡もなく文書による回答もなかったため、申立人は建築主事3氏の職権乱用による個人としての不法行為と高秀市長に監督責任としての不法行為による損害賠償請求事件を提訴したのである。

仮に、建築企画課長らが「調査検討する旨の発言」がなければ、申立人はその面談を続行し、退庁していない。

(2) 建築企画課長作成の建築局長名の文書の内容が合法の文書であれば、申立人は建築企画課長に電話で異議申立てを行っていないし、また、建築企画課長も申立人に対して電話で「検討して時間をとりますので面談したい。」と回答する必要もなく、申立人は妻を同行させてまでも訪庁していない。

(3) 申立人の主張に基づき建築企画課長らは調査検討を行い、その検討結果を文書として作成していないのであれば、故意の不作为の違法行為を行っており、その違法行為を中田市長は幫助していると言わざるを得ない。

したがって、その内部検討文書を故意に作成しなかったのか、作成後、破棄したのかは定かではないが、建築企画課長が申立人に約束した検討文書が存在するものと考えるので、その開示請求を行っているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成11年5月27日に実施機関に提出した懲戒処分申立書に関して、実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書であると認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成も取得もしておらず、保有していないと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成16年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求を受けて、平成11年7月1日に申立人と面会した当時の建築企画課長から事実確認を行ったところ、「申立人に対して建築基準法関係の説明を行った記憶はあるが、申立人が主張する調査を行う旨の約束をしたことは記憶になく、また、面会后、調査に関する文書を作成したことはない。」とのことであった。また、一緒に面会した当時の職員係長からも事実確認を行ったが、「建築基準法関係で調査の文書を作成したことはない。」とのことであった。

(イ) 平成11年7月1日の申立人との面会でどのような話合いが行われ、調査の約束がなされたか否かは、面会の記録が作成されていないため、確認することはできない。

(ウ) 関係文書の存在については、建築局建築企画課のほか、中部建築事務所及び総務課職員係で関係ファイルを確認したが、本件申立文書が存在していないことを確認している。

ウ 以上の実施機関の説明は、申立人に調査をすると約束したので調査の文書が存在するという申立人の主張と対立するものであるが、平成11年7月1日の面会の記録は作成されておらず、また、申立人からも約束をしたことを確認し得る資料が提出されていないことから、実際に調査を行うとの約束がなされたか否かについては当審査会で確認することはできない。

しかし、申立人と建築局職員との間で調査をすると約束がなされたか否かはともかく、懲戒処分申立書に関する調査が行われたことを示す事情は認められず、懲戒処分申立てに関する調査文書の存在を伺わせる資料の存在も認められない。

エ したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成していないという実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年3月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年4月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年4月28日 (第34回第一部会) 平成16年4月30日 (第34回第二部会)	・諮問の報告
平成16年7月2日 (第286回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	・審議
平成16年9月17日 (第45回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月1日 (第46回第一部会)	・審議